

こどもの相談窓口について－文部科学省－

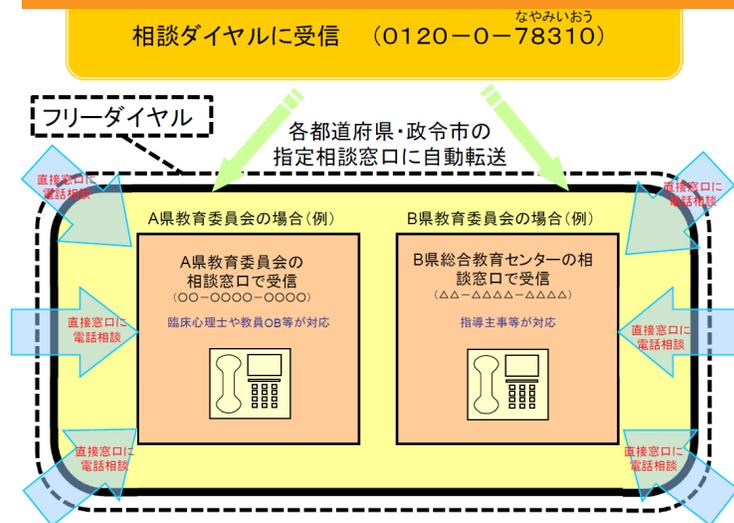
昨今、教員による不適切な指導やそれを起因とする自殺（指導死）、いじめ重大事態の事例は多数報告されている。
例えば・・・

- 旭川市の廣瀬爽彩さん凍死事件
- 福岡県での剣道部の顧問の不適切指導と上級生からの壮絶ないじめによる自死の事例
- 札幌市において教員が特別支援学級の生徒に暴行をふるって複数の児童が不登校になっていた事例
- 札幌市において不適切指導による自死があったにも関わらず3年以上も教育委員会が取り合わなかった事例

公的な統計が取られていない1989年から2021年までの間で、不適切指導が原因の**自殺が93件、未遂とみられるケースが15件あり、少なくとも108件の問題事例**が判明している。少なくともこれらは、教育委員会で解決なされていない。

出典：指導死親の会

24時間相談ダイヤルの仕組み



【令和4年度 相談結果】

「**教職員との関係**」の相談・・・**7,543件**

「**いじめ問題**」の相談・・・**6,735件**

それらの相談に対して

- ✓ どのような対応がとられたのか、一切把握されていない
- ✓ 相談対応のフローも定型化されていない
- ✓ 報告書の作成や保管も定められていない

決算委員会：こどもの問題解決機関について

- 決算委員会（2024/04/15）
 - － こどもの問題解決機関について
- 法務省 柴田紀子 審議官

法務省の人権擁護機関がとった措置について、人権擁護機関から教育委員会への連携、情報連携も行われていないという説明も今回受けたんですけども、間違いないか。

法務省としても、相談者が同意した場合には、文科省と連携して、情報を共有することで踏み込んだ措置と問題解決を図ることができるスキームを整備すべきだと思いますが、この辺り、法務省、文科省、いかがでしょうか。



法務省（柴田紀子君）

この点、…文部科学省とも協議の上、今般、学校を相手方とする人権侵犯事件の調査において関係者として教育委員会等から聴取を行い、調査の結果、人権侵犯の事実が認められた場合に、**当該教育委員会等から処理結果の情報提供の求めがあったときは、当該情報を提供することといたしました。**
今後も、**文部科学省との連携を深めつつ、こどもの被害救済に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。**

教育委員会等に対する処理結果の情報提供について（通知）

法務省権調第71号
令和6年4月12日

法務局人権擁護部長 殿
地方法務局長 殿

法務省人権擁護局調査救済課長
(公印省略)

教育委員会等に対する処理結果の情報提供について（依命通知）

子どもの人権問題に関する人権侵犯事件については、これまで、「子どもの人権擁護を推進するための学校等と法務省の人権擁護機関との更なる連携強化について」（平成30年12月27日付け権啓第94号当職ら通知）を始めとする各種通知等を踏まえ、適切な調査処理に取り組んでいただいているところです。

今般、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条、第124条及び第134条に規定する学校をいう。ただし、幼稚園・特別支援学校（幼稚部）及び大学を除く。）のほか、教育委員会（当該学校が法第2条第2項に規定する国立学校にあっては、当該学校を設置する法人等の担当課（独立行政法人国立高等専門学校機構の担当課を含む。）、当該学校が同項に規定する公立学校にあっては、教育委員会又は当該学校を設置する法人等の担当課、当該学校が同項に規定する私立学校にあっては、当該学校を設置する法人の担当課又は地方公共団体の主管課、当該学校が株式会社設立学校にあっては、当該学校を設置する株式会社の担当課又は構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課をいう。以下、これらを合わせて「教育委員会等」という。）との連携を強化するとともに、法務省の人権擁護機関（以下「当機関」という。）における人権侵犯事件の処理結果を今後の学校教育におけるいじめの防止等のための対策や法第11条ただし書に定める体罰の防止、指導が不適切な教員への対応等において活用してもらい、ひいては人権侵犯による被害の救済及び予防に資するよう、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号。以下「規程」という。）第21条及び第27条に基づき、下記のとおり、教育委員会等に対して人権

侵犯事件の処理結果に関する情報を提供する取扱いとしますので、関係職員に対して周知願います。

記

1 教育委員会等に対する情報提供の対象となる事件

本日以降に調査を開始する特別事件（規程第22条）であって、「人権侵犯事件統計報告要領」（平成12年12月11日付け権調第679号当局局長通達）別紙第1の2に定める「教育職員関係」（統計番号3から4-2まで）及び第1の3に定める「学校におけるいじめ」（統計番号5-1から5-4まで）の各統計項目に該当する事件のうち、人権侵犯の事実があると認め、規程第14条第1項各号に掲げる措置を講じたもの、又は同条第2項の措置猶予の決定をしたもの。

2 教育委員会等関係者に対する意向の確認

上記1の事件に係る調査において、関係者として教育委員会等に聴取を行った場合には、聴取時等の適宜の機会に、当該事件の処理結果の情報提供を希望するかどうかの意向を確認し、当該希望があることを確認したときは、規程第14条第1項各号に掲げる措置を講じ、又は同条第2項の措置猶予の決定をした後に、以下(1)及び(2)の事項を教育委員会等に口頭で情報提供するものとする。

なお、情報提供をするに当たっては、教育委員会等に対し、当機関が提供した情報をみだりに外部に提供し又は漏えいしてはならないこと、提供した目的外で使用しないこと等について、確約を求めるものとする。

(1) 救済手続終了の旨及びその年月日

(2) 処理結果

以下の区分による内容を情報提供する。

ア 「説示」の措置を講じた場合

口頭又は文書による説示の内容

イ 「勧告」の措置を講じた場合

文書による勧告の内容

ウ 「要請」、「通告」若しくは「告発」の措置を講じた場合又は「措置猶予」の決定をした場合

規程第20条第2項の規定により相手方として調査の対象になった者に処理結果を通知した場合にあっては、人権侵犯事件処理細則（平成16年3月26日付け権調第200号当局局長通達）第23条第2項第4号に掲げる事項

決算委員会：こどもの問題解決機関について

- 決算委員会（2024/04/15）
 - － こどもの問題解決機関について
- 加藤鮎子 こども政策担当大臣

教育委員会がなかなか問題を解決できない、人権擁護機関が解決できないということで、いよいよこども庁の出番かなと思っています。自治体任せにせず、あるいは行政の縦割りにせず、横割り、縦割りを打破するというのがこども家庭庁のいわゆる設置の目的だったと思っていますので、是非こういった問題に関するこどもに対するこの利益を守るための相談の機関をしっかりとこども家庭庁としても位置付けて設置すべきではないか



こどもの権利が侵害された場合の救済といった個別事案の対応は、一義的には地方公共団体において行われるべきものと考えてございます。・・・こども家庭庁としましては、まずは地方公共団体における取組が広がっていくよう、しっかりと進めてまいりたいと考えております。